

謹賀新年

明けましておめでとうございます。

平素は格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

2000年問題からほぼ四半世紀が経過し通信環境が大きく変化しました。私たちの業務においても電子申告が主流となり、会計帳簿や請求書なども電子記録のまま保存することができ、かつて元帳を手書きしていた時に比べたら処理時間は格段に短縮されました。しかし一方で電子記録の状態での保存するための手続きや、文字制限や記録事項の汎用性の欠如など、やはり紙の有難さを改めて感じているところです。

今年、アークネットでは賀状による新年の挨拶を控えさせて頂きました。早々に年賀状を頂戴した皆様には大変失礼いたしました。自分で決めておきながら、またひとつ日本の文化が消えていく様を見たような気がします。

今年には第二次トランプ政権が発足します。アメリカファーストの精神を米国民が支持するのはもっともだと思えますし、アメリカを期待しすぎる諸外国も自らの手で国を強くすることが求められます。『富国強兵』ではなく、『富国強経』を目指していくことが、これからの日本に求められる課題です。今年もよろしくお願い申し上げます。

税理士法人アークネット 代表社員 野呂 伸一郎



第41号 CONTENTS

- 1 ご挨拶
- 2 What's New
※ 收受印がなくなります！
- 3 Tax Information
※ 令和7年度税制改正大綱（一部）の比較解説
- 4 新年のご挨拶
※ 各事務所長より
- 5 Profile～職員スタッフ紹介
- 6 独り言

What's New

今年から申告書等の控えへの收受印がなくなります！

国税庁では、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告書等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続きや業務の在り方の抜本的な見直しを進めています。

e-Taxの利用率の向上、DXへの取組状況等から、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないことになりました。対象となる「申告書等」とは、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他の書類のほか、納税者の方が、他の法律の規定により、若しくは法律の規定によらずに国税庁、国税局（沖縄国税事務所を含む。）、税務署に提出される全ての文書をいいます。

なお、これに関して国税庁は「申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しに関するQ&A」を公表しています。

問. 納税者等が申告書等を提出した事実を確認したい場合はどのようにすればよいか。

答. e-Taxを利用して申告書等を提出している場合は、メッセージボックスに格納された受信通知により確認することが可能です。

書面で申告した場合であっても所得税の申告書等については、オンライン申請による「申告書等情報取得サービス」や「保有個人情報の開示請求」、「納税証明書の交付請求」により確認することも可能です。

問. 金融機関や行政機関等から收受日付印の押なつされた控えを求められる場合がある。

答. 金融機関や補助金・助成金などを担当する行政機関などに対して、收受日付印の押なつされた申告書等の控えを求めないことを徹底するようお願いしてきたところです。仮に、令和7年1月以降においても、收受日付印の押なつされた控えの提出を求める各種機関を把握した場合には、国税当局から個別に説明を行う予定です。

令和 7 年度税制改正の大綱（一部）の比較解説

【令和 7 年度税制改正の大綱の解説】

今回の Tax Information では、令和 6 年 12 月 27 日に閣議決定されました「令和 7 年度税制改正の大綱」（以下「大綱」という。）のうち、以下の項目の見直しについて改正前後での比較解説をいたします。

『個人所得課税』

- ・物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応。
- ・老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型 DC 及び iDeCo）の見直し。

『法人課税』

- ・成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制の見直し。
- ・中小企業者等に対する軽減税率の延長

『資産課税』

- ・事業承継税制、役員就任要件・事業従事要件の緩和

『防衛力強化に係る財源確保のための税制措置等』

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

改正のポイント

- ・基礎控除について、合計所得金額が 2,350 万円以下である個人の控除額を 10 万円引き上げ、58 万円とする
- ・給与所得控除の最低保証額について 10 万円引き上げ 65 万円とする。
- ・特定親族に係る特別控除の創設・対象となる親族等の収入に応じて控除額が定められており、85 万円を超えた場合でも控除額が段階的に逓減し 123 万円まで控除可能となる。

項目	改正前		改正後	
	要件	控除額	要件	控除額
給与所得控除		最低額 55万円		最低額 65万円
基礎控除			2,350万円以下	58万
	本人 2,400万円以下	48万	2,350万円～2,400万円以下	48万
	2,400万円超2,450万円以下	32万	2,400万円超2,450万円以下	32万
	2,450万円超～2,500万円以下	16万	2,450万円超～2,500万円以下	16万
	2,500万円超	0	2,500万円超	0
特定親族控除（新設）			一定の親族 * 合計所得金額 58万円超～123万円以下	63万円～3万円

*一定の親族：生計を一にする19歳～23歳未満の親族で控除対象扶養親族に該当しないもの

特定親族控除

	親族等の合計所得	控除額	
		改正前	改正後
扶養控除（特定扶養親族）	48万円以下	63万円	63万円
	48万円～58万円以下	0円	63万円
特定親族控除（新設）	58万円超～85万円以下		61万円
	85万円超～90万円以下		・
	・		段階的に逓減
	5万円単位で増加		・
	・		3万円
	120万円超～123万円以下		

（適用時期）

2025（令和 7 年）年分以後の所得税について適用

確定拠出年金制度等の見直し(個人所得課税)

改正のポイント

○私的年金等に関する公平な税制及び老後に向けた資産形成を促進する観点から拠出限度額を引き上げることとなった。

①個人型確定拠出年金 (iDeCo) の拠出限度額を下記とする。
イ 第一号被保険者 ・・・ 月額7.5万円 (改正前：月額6.8万円)
ロ 企業年金加入者 ・・・ 月額6.2万円 (改正前：月額2.0万円) から確定給付企業年金及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額
ハ 企業年金未加入者 (第一号被保険者及び第三号被保険者を除く) ・・・ 月額6.2万円 (改正前：月額2.3万円)
②国民年金基金の掛金額の上限を下記とする。
・・・ 月額7.5万円 (改正前：月額6.8万円)

(適用時期)

税制上の改正なし。

**中小企業投資促進税制の延長
中小企業者等の法人税率の特例の延長
(法人課税)**

改正のポイント

○中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制について一定の資産が除外され適用期限が **2年延長** されます。

	対象資産から除外	対象設備	償却限度額
中小企業投資促進税制	コインランドリー業 (主要な事業であるものを除く。)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外。	機械装置 (160万以上) 測定工具・検査工具 (1台30万以上) かつ合計120万以上) ソフトウェア (70万円以上) 普通貨物自動車 (3.5以上)	特別償却30% or 税額控除7%

(適用時期)

2027 (令和9年) 年3月31日までの事業の用に供した資産に適用される

改正のポイント

○中小企業者等の **年800万円以下**の所得金額に適用される軽減税率 **15%**については、適用期限が **2年延長** されます。

(適用時期)

2025 (令和7年) 年4月1日以後に開始する事業年度より適用される

事業承継税制・役員就任要件・事業従事要件の緩和

改正のポイント

○事業承継税制 (法人・特例措置) の適用期限は、2027年12月末であるが、後継者要件としてその自社株の贈与の日まで3年以上継続して役員であることが求められていることから、事業承継の準備が遅れている事業者にとっては、実質的な期限が適用期限よりも先に到来することになる事から今回見直しを行う。

後継者要件	改正前	改正後
役員就任要件 (法人・特例措置)	贈与の日まで3年以上継続して役員等であること	贈与の直前で役員であること

(適用時期)

2025年1月1日以後の贈与より適用。

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

改正のポイント

○防衛力の強化、それに伴う防衛費の安定的な確保を目的とし見直しを行う。

防衛特別法人税 (仮称) の創設

- ・法人税に対し、税率4%の新たな不課税を課す。
- ・課税標準となる法人税額から500万円を控除する。

(適用時期)

2026年4月1日以後に開始する事業年度から適用。

静岡事務所 税理士 牧野史明

出典：財務省「令和7年度税制改正の大綱」

財務省「令和7年度税制改正の大綱の概要」

(令和6年12月27日閣議決定)

国税庁 HP タックスアンサー、Q&A 他



新春のご挨拶

神田事務所

旧年中は大変お世話になりありがとうございました。本年も引き続きよろしく願いいたします。

東京事務所は個人で会計事務所を開業して以来、約 30 年が経過し当時からお付き合いを頂いている皆様をはじめ、大変感謝申し上げます。昨年末から内部体制の整備に取り掛かり、東京事務所は今年大きく様変わりをします。『東京事務所』という名称を『神田事務所』と改め、神田事務所の所長としてこれまでお付き合い頂いている皆様に、より深く、よりご満足いただけるよう、丁寧さとスピード感をもってサービスの提供ができるよう努力して参ります。新生神田事務所にご期待ください。

神田事務所 所長 野呂 伸一郎

渋谷事務所

旧年中は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼を申し上げます。急速な AI の拡大、人材不足への対応等々、課題は多様化しています。世界に目を向けても、第二次トランプ政権発足、長期化する紛争等、不透明な状況が生活・ビジネスに影響を与えるものと感じております。弊社と致しましては変化に柔軟に対応し、皆さまのより一層のご発展に貢献できるよう丸となって取り組んで参る所存でございます。

今後とも変わらぬご指導とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

渋谷事務所 所長 宇治 秀一郎

静岡事務所

新年あけましておめでとうございます。

職員総勢 18 名で新年をスタートしました。本年は新規2名の職員加入を予定しています。

システムなどの有効活用により業務の効率化を図るとともに皆様とのコミュニケーションを通じ課題解決のパートナーとして信頼される存在でいられるよう一同精進していく所存でございます。

昨年は突如現れた定額減税などで翻弄された一年でしたが本年も「103 万円の壁」問題など政策の激変に注視し対応したいと思っております。本年も宜しく願い致します。

静岡事務所 所長 小田巻 真史

千葉事務所

旧年中は大変お世話になり、ありがとうございました。義父の雨宮幸雄が他界して 1 年、クライアントの皆様やスタッフの面々に支えていただきながら、日々の仕事に邁進しております。改めまして皆様のお力添えに心より御礼申し上げます。最近流行りの MBTI 診断ですが、いつも異なる診断結果が出ます。外向的にふるまえる内向型で、現実主義のくせに理想を追い求め、論理も感情もどちらも大事にしたいタイプなのです。本年もお付き合いの程、よろしくお願い申し上げます。

千葉事務所 所長 清瀬 由

Profile～職員スタッフ紹介

森 駿介
(もり しゅんすけ)

渋谷事務所所属



- ※1992 年 11 月生まれ
- ※東京都立川市出身
- ※TV 制作会社を経て、2024 年 10 月より税理士法人アークネットに勤務。
- ※趣味:動画鑑賞、散歩
- ※一言:いち早く皆様に貢献できるよう、日々精進してまいります!

～～独り言～～

103 とか、130 とか、178 とか、訳のわからない数字が飛び交っている。壁だ。この壁を超えると、実質所得が減るといふ罰(笑)が待っている。配偶者控除や扶養控除がなくなり、大黒柱の税金が増え、社会保険料が増加し、給与所得控除が頭打ちになり、最後には人的控除と言われている基礎控除もなくなる。だが、いま人材不足が蔓延する中、増えた税金分や社会保険料を賄うくらいの仕事をすればいいのでは?と思う。日本人よ、もっと働こう!そしてもっと稼ごう。税金払って強い国を創ろう!守られる事ばかりじゃダメだよ。 文責:野呂 伸一郎

ARKNET

税理士法人アークネット <http://www.arknet.info>

静岡事務所	〒420-0852	静岡市葵区紺屋町 11-13	TEL 054-251-2121	FAX 054-251-2161	
神田事務所	〒101-0047	東京都千代田区内神田 2-7-13	山手ビル 3 号館 8 階	TEL 03-5289-8473	FAX 03-5289-8474
渋谷事務所	〒150-0042	東京都渋谷区宇田川町 36-6	西村ビル 3F	TEL 03-3461-2441	FAX 03-3461-9811
千葉事務所	〒262-0033	千葉県千葉市花見川区幕張本郷 1-11-24	フォルテ 5A	TEL 043-307-5590	FAX 043-307-5591